

PCB使用安定器等の保管・所有に関する調査票

PCB使用安定器等は、PCB特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

豊橋市内の方のPCB使用安定等の処分期間：令和3年3月31日

使用中の照明設備については、接触等により感電の恐れがありますので、調査にあたっては、照明設備を管理している電気事業者、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社に、ご相談・ご確認ください。

建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合には、それをもとに調査票にご記入ください。

記入者情報（記入者情報を記入してください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、記入年月日、法人名または個人名、所有者住所、記入者氏名および電話番号等を記入してください。また電気事業者等に依頼された場合は電気事業者等に係る事項についても記入してください。

記入年月日	令和 年 月 日（ ）		
法人名又は個人名			
所有者住所	〒		
	豊橋市		
記入者氏名		電話番号	— —
電子メールアドレス			
電気事業者又は ビルメンテナンス会社 (調査を依頼した場合)	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

本調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、令和元年 月 日（金）までに投函してください。

【お問い合わせ窓口】

調査票のご回答に関するお問い合わせ先は、同封の依頼文の裏面をご覧ください。



メモ欄

※2 ページ目以降の設問に必ずご回答ください。
ご回答内容に関する補足事項などがあれば、こちらの欄にご記入ください。

調査番号

—

照明について

電球	丸型蛍光灯器具	直管型蛍光灯器具	水銀灯
	 ※引掛け ← シーリング		
電球や、引掛けシーリング等のある丸型蛍光灯器具等の一般家庭用照明器具にはPCBは使用されていません。		直管型蛍光灯器具、水銀灯等の安定器にはPCBが使用されている可能性があります。	

PCBと安定器について

PCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、有害な油状の化学物質で、現在は製造が禁止されています。PCBは変圧器・コンデンサー等の電気機器等のほか、以下の写真に示すような蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯等の安定器に使用されていました。



昭和52年3月以前に建てられた豊橋市内の全ての建物や、屋外の外灯などの照明器具について、以下の設問にご回答ください。

1. 照明の設置状況について

(1) 建物の屋内外の照明の有無について

照明の有無について該当するものに○印をつけてください。

また、「あり」の場合は個数を記入してください。

建物内や屋外の照明の有無	(あり【 個】 ・ なし)
--------------	-----------------

⇒「あり」と回答 【設問1(2)】へ

⇒「なし」と回答 【設問4(1)】と【設問5】にご回答ください。

(2) 照明の種類について

照明の種類について該当するものに○印をつけてください。

照明の種類	① 全ての照明は電球・スポットライト・丸型蛍光灯しか使用していない。 ② 直管型蛍光灯または水銀灯がある。
-------	--

⇒①と回答 【設問4(1)】と【設問5】にご回答ください。

⇒②と回答 【設問2】へ

2. 照明器具(蛍光灯、水銀灯等)の設置状況について

照明器具の設置場所について該当するものに○印をつけてください。

照明器具の設置場所	照明器具の有無 (いずれかに○印をつけてください)
建物内	(あり ・ なし)
屋外	(あり ・ なし)

⇒ 【設問3(1)】へ

3. 照明器具の交換工事について

(1) 照明器具の交換工事の実施状況について

昭和52年4月以降で豊橋市内の全ての建物内や屋外の照明器具の交換工事の実施状況について、該当するものに○印をつけてください。

照明器具の設置場所	交換工事の有無	工事箇所 (※ありの場合)
建物内	(あり ・ なし ・ 不明)	(全部 ・ 一部)
屋外	(あり ・ なし ・ 不明)	(全部 ・ 一部)

⇒交換工事の有無「あり」又は「不明」と回答 【設問3(2)】へ

⇒交換工事の有無 建物内、屋外ともに「なし」と回答 【設問4(1)】へ

照明器具を交換した場合でも、古い安定器が残っている場合があります！

(2) 交換工事で取り外した安定器について

工事で取替えた安定器の処理等について該当するものに○印をつけてください。

交換された安定器について	(把握している ・ 把握していない)
交換された安定器の処理 (※把握している場合)	(業者が引取又は処分済 ・ 自社で保管)

⇒ 【設問4(1)】へ

4. 現在保管、残置又は使用している照明器具の安定器について

(1) PCBが含有された安定器の保管、残置の有無について

現在保管又は残置されている照明器具の安定器のうち、PCBが含まれている安定器について、該当するものに○印をつけてください。

また、「あり」の場合はその安定器の個数を記入してください。

安定器のPCB含有・非含有の判別方法は別紙2-①～③を、安定器の発見事例は別紙③を参照してください。

保管又は残置されている PCB含有安定器の有無	(あり【 個】 ・ なし ・ 不明)
----------------------------	----------------------

⇒ 【設問4(2)】へ

(2) PCBが含有された安定器の使用の有無について

使用されている照明器具の安定器のうち、PCBが含まれている安定器について、該当するものに○印をつけてください。また、「あり」の場合はその安定器の個数を記入してください。「あり」又は「なし」の場合はその理由に該当する項目に○印をつけてください。「不明」の場合はその理由を記入してください。

安定器の調査要領については別紙1を、安定器のPCB含有・非含有の判別方法は別紙2-①～③を、安定器の発見事例は別紙③を参照してください。

現在使用している PCB含有安定器の有無	(あり【 個】・ なし ・ 不明)
「あり」又は 「なし」の理由	① 過去の調査記録による。 ② 新たに電気工事事業者又はビルメンテナンス会社に依頼して調査を実施した。 ③ 新たに自ら調査をした。 ④ その他 ()
不明の理由	

⇒ 【設問5】へ

5. 安定器以外のPCB廃棄物等の保管、残置又は使用について

安定器以外にもPCBが使用された電気機器等があります。以下のリストの中で保管、残置又は使用しているPCB廃棄物等がある場合は、該当するものすべてに「○」印をつけてください。該当がない場合には、6番に「○」印をつけてください。

該当する番号 に○をつけて ください ↓	安定器以外のPCB廃棄物等の一覧リスト		
	種類	例	PCBを含有している可能性 がある機器の製造年
①	変圧器	高圧変圧器 低圧変圧器	平成5年(1993年) 以前に製造されたもの
②	コンデンサー	高圧コンデンサー 低圧コンデンサー	平成2年(1990年) 以前に製造されたもの
③	上記以外の 電気機器	変流器、リアクトル、 放電コイル、ブッシング	平成2年(1990年) 以前に製造されたもの
		開閉器、遮断器、整流器	平成5年(1993年) 以前に製造されたもの
④	感圧複写紙	ノンカーボン紙	
⑤	その他	PCBを含む油 PCB汚染された手袋 保管容器 など	
⑥	該当なし		

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。